

1. 第三者技術者 (the Engineer) の活用 (1) 関係者ヒアリング結果

1. ヒアリングの目的

「第三者技術者(the engineer)の活用」にあたり、第三者技術者(the engineer)の役割と責任、紛争委員会(Dispute Board)の運用、及び発注者と第三者技術者間の契約等について調査するため、海外における設計・工事・エンジニア等の実績を持つ企業／技術者や海外での円借款事業について土木工事やコンサルタントの調達に関する支援を行っている開発援助機関(JICA)を対象にヒアリングを行った。

2. ヒアリング対象（実施日）

(社)海外建設協会(OCAJI)	(平成22年11月9日)
(社)国際建設技術協会(IDI)	(平成22年11月10日)
(独)国際協力機構(JICA)	(平成22年11月24日)
(社)日本コンサルティング・エンジニア協会(AJCE)	(平成22年11月25日)

3. 主なヒアリング項目

- ① 第三者技術者(the engineer)の役割と責任について
- ② 紛争委員会(Dispute Board)の運用について
- ③ 発注者と第三者技術者間の契約について
等

① 第三者技術者 (the engineer) の役割と責任について

1. 第三者技術者の体制について

- ✓ **専任義務**が課せられる。第三者技術者の**現場常駐**が求められる。
【施工会社、コンサルタント】
- ✓ 第三者技術者のスタッフ人数については、例えば事業費20億円のトンネル工事（FIDIC約款レッドブック1987年版使用）の場合、トップエンジニア、専門家（土質・常駐）、アシスタント・エンジニア2人、インスペクター3人など10人程度であった。【JICA】

2. 第三者技術者の業務内容について

- ✓ **工事監理**及び**契約管理**が中心。【施工会社、コンサルタント】

3. 第三者技術者の権限に関する発注者の事前承認について

- ✓ エンジニアの持つ権限のうち、**金額変更等に関わる重要事項について、発注者の事前承認を求めるケースが多い**。（例えば、工期延長やその追加費用、設計変更、コントラクターからの提案、支払い通貨等）【コンサルタント】

4. 第三者技術者の責任

- ✓ 第三者技術者の責任については、「善良な管理者としての注意義務」（Duty of Care and Diligence）が課せられる。【コンサルタント】
- ✓ 第三者技術者には**専門賠償責任**（Professional Liability）が課せられる。【コンサルタント】

②紛争委員会 (Dispute Board) の実態について

1. 海外建設工事における紛争委員会の設置

- ✓ 委員会設置については、必置または任意設置、両方のケースがある。【コンサルタント】

2. 委員へ支払う費用の負担について

- ✓ ベトナムでの紛争委員会が存在した事例では、3人の委員に関する費用は受発注者間で折半した。紛争委員会の委員に支払う費用のうち受注者負担分は、工事契約の見積りの中で算定されている。【施工会社】
- ✓ 紛争委員会の委員のフィーは、現地調査時は日給が支払われ、さらに通常時のフィーを含めると、かなりの高額になると聞いている。【施工会社】

3. 委員を担う役割について

- ✓ 紛争委員会は、エンジニアに対するカウンターバランスとして機能することが期待されている。【施工会社】

③発注者と第三者技術者間の入札・契約について

1. 選定方法／手続き

- ✓ JICAの円借款案件の場合、総合評価方式(QCBS)とプロポーザル方式(QBS)の2種類がある。【コンサルタント】
- ✓ 選定プロセスは、当該業務をできる者を選定した5社程度のショートリストを作成の上、それらについて人やワークプラン等を評価の上、1社を選定。【JICA】

2. 選定にあたっての評価方法

- ✓ JICAの円借款案件の場合、総合評価方式を推奨しており、1社選定の際の価格以外の評価項目及びおおよその配点については、JICAの調達ガイドラインに沿って、会社の経験度(10-20%程度)、当該工事のワークプラン(30-50%)、人の評価(50-70%程度)。【JICA】
- ✓ 第三者技術者のスタッフ・メンバー(体制)は応募段階で提示。経歴等をもとに、選定段階で人を評価。【コンサルタント】

3. 契約方式

- ✓ 契約方式は人・時間単位で支払う契約 (Time-Based Contract) が主流。【コンサルタント】